

令和5年第4回長南町議会定例会

議事日程(第2号)

令和5年12月8日(金曜日)午後1時30分開議

日程第 1 議案第 1号 長南町有線共聴施設の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第 2 議案第 2号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 3 議案第 3号 長南町無償貸付につき議決を求めることについて

日程第 4 議案第 4号 令和5年度長南町一般会計補正予算(第6号)について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	太	田	久	之	君	2番	鈴	木	ゆ	き	こ	君
3番	宮	崎	裕	一	君	4番	河	野	康	二	郎	君
5番	岩	瀬	康	陽	君	6番	御	園	生		明	君
7番	松	野	唱	平	君	8番	森	川	剛	典	君	
9番	板	倉	正	勝	君	10番	加	藤	喜	男	君	

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	平野	貞夫	君	副 町長 (ガス課長事務取扱)	佐久間	静夫	君
教育長	糸井	仁志	君	総務課長	仁茂田	宏子	君
企画財政課長	河野	勉	君	税務住民課長	江澤	卓哉	君
福祉課長	長谷	英樹	君	健康保険課長	金坂	美智子	君
生活環境課長	三上	達也	君	教育課長	三十尾	成弘	君
教育課主幹	徳永	哲生	君				

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 今井隆幸 書記 山本裕喜

○議長（松野唱平君） 皆さんこんにちは。

本日が最終日となりますので、よろしくお願ひいたします。

◎開議の宣告

○議長（松野唱平君） ただいまから令和5年第4回長南町議会定例会第4日目の会議を開きます。

（午後 1時30分）

◎議事日程の報告

○議長（松野唱平君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第1、議案第1号 長南町有線共聴施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号を表決システムにより採決いたします。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

[表決ボタンにより表決]

○議長（松野唱平君） 押し忘れはありませんか。

[発言する人なし]

○議長（松野唱平君） なしと認めます。

本案は賛成全員です。

よって、本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第2、議案第2号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

てを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、森川君。

○8番（森川剛典君） この議案説明では、今年度の出産対象者がいないということでしたが、非常に残念です。

今後は、それでも対象者が出ますでしょうし、実家での出産で戻ってきてという話も、長期療養等、実家に来るケースもあると思いますので、当事者の妊婦になったつもりで、第21条関係と第22条関係に分けて、2点ほどお聞きいたします。一応、2点については条文ごとの一問一答としてお願ひをいたします。

まず、1点目ですが、第21条の関係で参考資料を見ると、単体児の場合は4か月分税が免除されるとあります、これは所得税を払っている人と均等割でしか納税していない人の免除額に大きな開きがあると思うんですね。免除額が少ない場合は、わざわざ届出を出さない人も出てくるかと思いますので、健康保険課では対象者の免税額を教えていただけるかどうか、お答えください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

金坂健康保険課長。

○健康保険課長（金坂美智子君） 健康保険課では、被保険者の資格管理を行っておりまして、資格情報に基づく国民健康保険税の賦課につきましては、税務住民課で行っております。

○議長（松野唱平君） 8番、森川君。

○8番（森川剛典君） ということは、税務住民課でないと分からぬことだと思うんですけれども、それでは税務住民課にお聞きしますけれども、具体例で仮に所得が300万円の人の免除額と、ご主人が300万円ぐらいの収入があって、それが奥さんが扶養になっていると。そうすると均等割になると思うんですが、この場合の免除額は概算でどのくらいになりますか、分かれば教えてください。今300万と言いましたが、またそれに近い例を試算しているんだったらそれでも結構ですので、お答えください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

江澤税務住民課長。

○税務住民課長（江澤卓哉君） それでは、私のほうからお答えのほうさせていただきたいと思います。

単体児で4か月分が免除される場合の概算の金額でございますけれども、40歳未満の方で所得額が300万円の方の免除額は10万3,900円となります。また、扶養になっておりまして、所得割額の課税額がなく、均等割額のみの免除となる方の免除額は1万2,300円となります。

以上です。

○議長（松野唱平君） 8番、森川君。

○8番（森川剛典君） その額が分かることやはり申請する、しないとか、判断が楽になると思います。ありがとうございます。

それで、今多分これ説明する課と税の税務処理をして金額とか出している課が違うようですが、できるならワンストップ行政、あるいはワンストップ窓口の姿勢で対応をお願いしたいと考えています。

それに関連しますので、次に入ります。

ワンストップに関連するということで、2点目として、第22条の3に届出とありますが、対象者の免税手続実務として届出から免除までの流れはどうなっているか。できれば、届出は後からもできるということが書いてありますが、その場合についても説明をお願いいたします。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対し答弁を求めます。

金坂健康保険課長。

○健康保険課長（金坂美智子君）　届出から免除までの流れでございますが、届出につきましては、健康保険課での窓口となります。届出の受理後、出産予定日など、データ入力の事務処理を健康保険課で行い、この情報を基に税務住民課で処理が行われ、納税義務者に校正後の保険税の通知が行われます。

なお、出産後に届出した場合についても、流れについては同様でございますが、遡って保険税の算出をすることとなります。

以上です。

○議長（松野唱平君）　8番、森川君。

○8番（森川剛典君）　申請をして、それが税務課に行って、それが還付されると。すごく簡単なように感じるんですが、そこでこういう方もいたので、これについてもお聞きします。

最近では、実家等での出産も若干減ってきてているように感じておりますが、知っている方は産前産後あるいはその後の育休ですが、年単位で実家にお帰りになって暮らしている方もいらっしゃいます。この場合、これはどこの課というか、どこの町に申請を提出するんですか、それをちょっとお聞きいたします。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対し答弁を求めます。

金坂健康保険課長。

○健康保険課長（金坂美智子君）　届出につきましては、被保険者の住所地の市区町村の国民健康保険の産前産後の免除制度を担当している部署にお願いいたします。

以上です。

○議長（松野唱平君）　8番、森川君。

○8番（森川剛典君）　産前産後の居所、住所ということでよろしいですかね。そうした場合、確認ですけれども、住所を届けているところ、税金を払っているところということなんでしょうね。6ヶ月以降できるわけですよね。そうすると、もう大変だからとか、早産しそうだとか、いろいろあると思うんですが、それで届け忘れると遠方の方は大変かと思うんですが、これは郵送でもできますかね。それから、このことを対象者に周知するのか、届けを申請する前に妊娠したら、こういう制度がありますよという周知はしていただけるか、この2点をお答えください。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対し答弁を求めます。

金坂健康保険課長。

○健康保険課長（金坂美智子君）　まず、1点目の郵送での届出についてでございますが、妊婦の事務手続の負担軽減を図る観点から、郵送での届出もできるよう整備していく予定でございます。

次に、2点目の周知の関係でございますが、まず健康保険課で母子健康手帳を発行する際に窓口で制度についてご説明をいたします。その後、届出がない方につきましては、出生届出時に届出をいただく予定でおりま

す。

以上です。

○8番（森川剛典君） 質問じやないです。分かりました。

この町に対象者がいないのが非常に残念ですが、早く免税措置が取れるように、町でたくさん妊婦の方が増えてほしいと願って、質問を終わります。

以上です。

○議長（松野唱平君） ほかに質問ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第2号を表決システムにより採決いたします。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

[表決ボタンにより表決]

○議長（松野唱平君） 押し忘れはありませんか。

[発言する人なし]

○議長（松野唱平君） なしと認め、確定します。

本案は賛成全員です。

よって、本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第3、議案第3号 財産の無償貸付につき議決を求めるについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） 何点か教えていただきたいと思います。

説明では、これ今回の更新の契約から有償貸付けということでよろしかったかなと。今現在とか、今までたしか無料だったかなということで、ちょっと確認させてください。

それから、有償貸付土地でありますようが、21万9,500円、年額。どうやってこれが出てくるのかなと、算定根拠がもしお示しておけばお願いいいたします。

もう1点。本町ではあと3校お貸しをしておるわけですが、たしかこれも僕は無料だと思っていますけれども、これを契機に今後の更新に当たっては、また3校も有料の方針なのかどうかということをお聞きします。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君）　それでは、まず1点目の今回の契約から土地を有償貸付けといたします。今まで無料貸付けでございました。

2点目の21万9,500円の算定の根拠につきましては、近傍宅地8,100円に使用料条例に準じた率といたしまして1,000分の3を乗じまして、校舎の建築面積753平方メートルとしての年間使用額を算出しております。

そして、3点目の今後のほかの契約更新ということでございますけれども、土地については原則有償貸付けといたしますが、その都度検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君）　10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君）　ありがとうございました。ちょっと確認、私が間違っているかもしれませんでしたけれども、この今回の有償貸付けの前にほかではもう有償になっていたところがあったんでしたっけ。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君）　クラフティが、旧東小学校になりますが、土地が有償となっております。

○議長（松野唱平君）　10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君）　結構です。どうもありがとうございました。

○議長（松野唱平君）　ほかに質問ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

じゃ、まず原案に反対者の発言を許します。

9番、板倉君。

○9番（板倉正勝君）　反対の立場から言わせていただきます。

それこそ、今まで建物も無償、地代はもらうと、今回から。建物の無償についてでも、建物ももうかなり老朽化てきて、外壁の塗装も大分傷んでいるように見えますので、それをまた修繕するということになると何千万かかるんじゃないのかなということを私は考えますけれども、全部有償にして、また集学校さんをまた委託とか何かで町でも使っておりりますよね。そういうことをよく考えてみると、もう町で何か頼めるものは頼んで委託して、払うものを払う、またもらうものはもらうという形できちっと線を引いたほうがいいんじゃないのかなと。軽微な設備に関してはどっちが持つ、やってくださいとか、うちのほうで何分の幾つか持ちますと今までやってきたように見受けられますけれども、もう家主として貸すものは貸す、また頼むのは頼むで、お

互いにケース・バイ・ケースできちつと線を引いたほうがいいんじゃないのかなと、私はそういう考え方で反対をしたいと思います。

○議長（松野唱平君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番、森川君。

○8番（森川剛典君） それでは、この財産の無償貸付けについて議決を求めるについての賛成討論を行います。

賛成の趣旨としては、4点を挙げたいと思います。

1点目は、本町は既に旧4小学校と旧幼稚園施設の無償貸付けを行っていますが、本案件は無償貸付けから5年をたって継続を旨としていること、その経過が良好であること。

2点目としては、今回の契約からは、建物の底地分は有償貸付けとなっていることです。

3点目、この件に関して、町民の方に何人か意見を聞いておりますが、特に利用している町民は、集学校が助かっている、継続してほしい、そういう町民の声を聞いております。

4点目、ここは大事なところですが、無償貸付けについては費用対効果で常に判断をしていますが、現在の一般社団法人おかえり長南集学校の町や町民に対する貢献度は非常に高いものがあると考えています。総務経済委員会でも、利用人数について毎月1,060人程度の利用者があったと回答もありました。この利用人数は、農村環境改善センターを上回り、公民館に近づいている数字だと思っています。また、これを維持費用の面で公民館や改善センターと単純に比較すると、職員配置、それから建物、そういう維持管理などを含めた総体費用ではるかに安価になると、私なりに試算をしています。これは単純な比較でしたが、毎月1,000人を超える利用者があるということは、交流人口増加や町の活性化に役立っていると考えます。

さて、最後に具体的な貢献について少し述べます。

コロナの最盛期には大変だった予約代行をしていただき、助かりました。そのコロナ禍の中でもいち早く集学校文化祭を開催したときには、若い世代や子供たちの声がたくさん聞ける祭りとなって、にぎわいもありました。そして、高齢者の多い本町では、パソコン、スマホの操作方法や各種相談、無料修理と住民町民に重宝され、役立ってくれています。パソコンが動かなくて、あのときは助かったという町内の企業の方もおりました。現代では欠かせないIT部門をリードしてくれています。技術で最先端に熟知しているおかえり長南集学校は、長南町にはなくてはならない存在になってきています。

この議案に、私は賛成をいたします。ほかの議員におかれましても、賛成に同調を願えることをお願いいたします。

○議長（松野唱平君） ほかにありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号を表決システムにより採決いたします。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

[表決ボタンにより表決]

○議長（松野唱平君） 押し忘れはありますか。

[発言する人なし]

○議長（松野唱平君） なしと認め、確定します。

本案は賛成多数です。

よって、本案については、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第4、議案第4号 令和5年度長南町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） 後学のためにちょっとお聞きするわけでありますけれども、11ページの農林水産業費のうちの農業振興費、有害鳥獣駆除報奨金に關係して何点かお聞きしたいと思います。

当初予算が1,026万円で、前回の補正で606万円、今回補正が384万円で、合わせて2,016万円ということで、結構高くなってきたなと思っておるところでございます。これ、今回350頭分で384万円ということの説明だったと思います。割ってみると1頭当たり1万円のコストがかかるというようなことでしょう。

ということは、結局今年度は2,000頭ですよね、2,000万ですから。2,000頭ぐらいかなと思って、非常に増えてちょっと危惧しておるわけでありますけれども、今の関係で、今までの捕獲数、今年の予定は約1,000頭ぐらいでいいのかなということを1点お聞きするのと、これは有資格者がわなを仕掛けて捕るわけでありまして、この今までの実績と予定1,000頭となりますけれども、大体有資格者のうちの何人、何%ぐらいがいつもこれ捕ってくれているのかなという、ちょっと興味があつてお聞きしたいと思います。

それから、話はまた変わりますが、イノシシがほとんどメインで多く捕られておると思いますが、このうち今イノシシが食肉として加工されているのが約何%ぐらいあるかなということで、約で結構です。

それから、最後にちょっと報奨金の関係が少しここかで改定になりましたよね。安くなったような感じがありますが、捕まえている、捕獲している方々からこの報奨金に関して何かお願いとか、クレームとは言いませんけれども、要望があったかどうか、この点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

三上生活環境課長。

○生活環境課長（三上達也君） ただいまご質問のございました有害鳥獣の捕獲の状況でございますが、先月、11月末の実績をご報告させていただきます。獣種ごとにご説明申し上げます。まずイノシシでございますが803頭、それから次に鹿、ニホンジカでございますが50頭ちょうど、次にキヨンでございますが106頭、次にアライグマでございますが523頭、最後にハクビシンでございますが83頭。獣種間わず合わせまして1,565頭を捕獲しておるという計算になろうかと思います。

参考までに、前年比でございますけれども、11月末同士の実績で比較したところ、イノシシで前年比75.3%

増、鹿61.3%増、キヨン112%ちょうどの増でございます。次にアライグマ25.4%の増、最後にハクビシンは48.2%増、いずれの獣種におきましても増加の一途をたどっておるというところでございます。

次に、報奨金の関係でございますけれども、今捕獲に従事している方たちの名簿上的人数は42名いらっしゃいます。その42名のうち、実際に捕獲をされて報奨金の支払いを受けたという方たちは31名でございます。単純に4分の3が何かしら動いていただいているというような計算となります。

次に、イノシシが肉に加工された頭数ということでございますけれども、先ほど申し上げました803頭のうち、現在のところ233頭をA L S O Kに引取りをお願いして食肉あるいはペットフードに加工されておるというところでございます。割合にしますと28.7%になります。

最後に、報奨金の額の関係でございますが、現在のところ従事者からは特段の話を聞いていないという状況でございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） 分かりました。ちょっと報奨金が心配になったんですけども、クレームはそういうことで、よかったです。

あと、全体的に1,565頭もいるということで、大から小までいるわけですけれども、この増え方はちょっと大変なものでありますて、去年と比べて75.3%増でしたっけ、同月比で。これ、またこのままいくと倍、比例じゃなくて、二乗で比例していくような感じになって困りますね。

有資格者42名のうち31名ということでよろしいんですけども、有資格者がやっぱりこれたくさんいてくれませんと、困るわけで、資格者もだんだん老齢化してまいりますので、前からもお願いしている新しい人をどんどん資格を取ってもらうというようなことを、今後一生懸命、これ今以上に努めていっていただきたいということをお願いしまして、質疑を終わります。

○議長（松野唱平君） ほかに質問ございませんか。

[発言する人なし]

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[発言する人なし]

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号を表決システムにより採決いたします。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は青ボタンを、反対の方はボタンをお押し願います。

[表決ボタンにより表決]

○議長（松野唱平君） 押し忘れはありませんか。

[発言する人なし]

○議長（松野唱平君） なしと認め、確定します。

本案は賛成全員です。

よって、本案については、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（松野唱平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、本定例会の会議録調整に当たり、字句、数字、その他細部の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によって議長に委任されたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決しました。

これをもって会議を閉じます。

令和5年第4回長南町議会定例会を閉会します。

（午後 2時01分）